

# 高圧（6000V）で電気を受電しようとお考えの事業場様へ

まずは法令に基づき、次の3つのことを行わなければなりません。

- 1 電気主任技術者の選任及び承認申請
- 2 電気に関する保安規程の作成及び届出
- 3 電力会社様への電気使用申込み

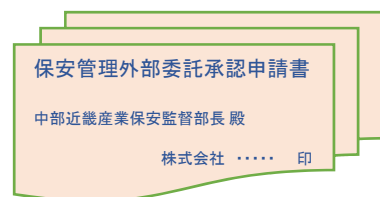
まだ、電気主任技術者がお決まりでなければ当協会へご相談く

0120 - 486 - 810

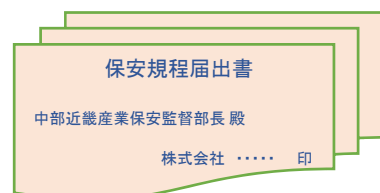
一般社団法人 中部電気管理技術者協会 静岡支部

## 1 電気主任技術者の選任（電気事業法第43条）・・・外部委託について

社内に電気主任技術者免状取得者がいない場合、外部へ委託します。当協会は名古屋に本部を置き、中部電力管内で約550名の会員が所属し、各会員が電気主任技術者を受託しております。



+



承認申請  
(約2週間)

《 国：中部近畿産業保安監督部 》

## 2 保安規程の作成（電気事業法第42条）

自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するために保安規程を定めることになっています。当協会では保安規程を始め、それに伴う書類の作成から国への申請までを円滑に行うためのお手伝いをいたします。

## 3 中部電力様への申込み

中部電力様の送電までの日数は地域などにより異なりますので、できるだけ早い申込みが必要です。

早めに当協会員にご用命頂きましたら、電気工事業者さんと連絡を密にとり、送電までの準備にご協力いたします。

※ 当協会静岡支部にご連絡下さい。すぐに協会員を派遣します。詳細はその際ご説明させていただきます。



一般社団法人 中部管理技術者協会 静岡支部

本部 名古屋市千種区高見二丁目13番14号 堀清ビル3F